

令和6年第4回那珂川町議会定例会

議 事 日 程 (第3号)

令和6年6月6日(木曜日) 午前10時開議

- | | | | |
|-------|--------|--------------------------------|--------|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 令和5年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について | (町長提出) |
| 日程第 2 | 報告第 2号 | 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告について | (町長提出) |
| 日程第 3 | 議案第 1号 | 人権擁護委員の推薦意見について | (町長提出) |
| 日程第 4 | 議案第 2号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第 5 | 議案第 3号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第 4号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第 5号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第 6号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第 7号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第10 | 議案第 8号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第11 | 議案第 9号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第12 | 議案第10号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第13 | 議案第11号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第14 | 議案第12号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第15 | 議案第13号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第16 | 議案第14号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第17 | 議案第15号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第18 | 議案第16号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第19 | 議案第17号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第20 | 議案第18号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第21 | 議案第19号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第22 | 議案第20号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第23 | 議案第21号 | 那珂川町まちづくり審議会条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第24 | 議案第22号 | 令和6年度那珂川町一般会計補正予算(第2号)の議決について | |

- (町長提出)
- 日程第25 議案第23号 令和6年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の
議決について (町長提出)
- 日程第26 議案第24号 財産の取得について (町長提出)
- 日程第27 議案第25号 財産の取得について (町長提出)
- 日程第28 発委第1号 議員の派遣について (議会運営委員長提出)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	神場圭司	2番	矢後紀夫
3番	高野泉	4番	福田浩二
5番	大金清	6番	川俣義雅
7番	益子純恵	8番	小川正典
9番	鈴木繁	10番	大金市美
11番	川上要一	12番	小川洋一
13番	益子明美		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫	副町長	小松重隆
教育長	吉成伸也	会計管理者 兼会計課長	齋藤昌代
総務課長	笠井真一	企画財政課長	谷田克彦
税務課長	田角章	住民課長	金子洋子
生活環境課長	杉本篤	健康福祉課長	益子利枝
子育て支援課 長	藤浪京子	建設課長	田邊康行
産業振興課長	熊田則昭	上下水道課長	加藤博行
農業委員会 事務局長	星善浩	学校教育課長	加藤啓子

生涯学習課長 星 学

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長 横山和則 書記 仲野谷智子
書記 奈良大輔

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（益子明美） ただいまの出席議員は13名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（益子明美） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますのでご覧願います。
-

◎報告第1号の上程、報告

- 議長（益子明美） 日程第1、報告第1号 令和5年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

- 町長（福島泰夫） 皆様、改めましておはようございます。

昨日、一昨日と7名の議員の方々に一般質問をしていただきました。その中で、貴重なご提言等を賜りましてありがとうございます。これからの町政運営に反映させてまいりたいと思います。

それでは、ただいま上程されました報告第1号 令和5年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

繰越明許費につきましては、令和5年第5回議会定例会、令和6年第1回議会臨時会及び令和6年第2回議会定例会において議決いただいたもので、国の補正予算措置による事業の前倒しや物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業など、令和5年度内に完了できな

った事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を議会に報告するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） 補足説明を申し上げます。

令和5年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

2款総務費、4項戸籍住民基本台帳費、戸籍附票システム改修事業は、マイナンバーカードに対する仮名の設定に係るシステム改修の経費として859万1,000円を繰り越したもので、財源は全額が国庫支出金であります。

3款民生費、1項社会福祉費のうち低所得者世帯物価高騰支援給付金事業は、物価高騰支援として住民税非課税世帯へ7万円を給付するための経費として702万1,000円を繰り越したもので、財源は全額が国庫支出金であります。

物価高騰重点支援給付金事業は、物価高騰支援として住民税均等割のみ課税されている世帯へ10万円を給付するほか、住民税均等割のみ課税または住民税非課税の子育て世帯に対し、子ども1人当たり5万円を加算して給付するための経費として4,766万2,000円を繰り越したもので、財源は全額が国庫支出金であります。

3項児童福祉費、ひばり認定こども園エアコン改修事業は、ひばり認定こども園のエアコン改修工事に係る経費として1,259万5,000円を繰り越したもので、財源は地方債が1,000万円、一般財源が259万5,000円であります。

5款農林水産業費、1項農業費のうち中山間地域総合整備事業は、和見地区圃場整備事業に係る経費として239万8,000円を繰り越したもので、財源は全額が県支出金であります。

農業用ため池改修実施計画策定事業は、農業用ため池13か所の改修に係る実施計画作成業務に係る経費として7,150万円を繰り越したもので、財源は全額が県支出金であります。

7款土木費、1項土木管理費、住宅・建築物耐震改修等事業は、住宅等の耐震建て替えに係る補助金として220万円を繰り越したもので、財源は国庫支出金が100万円、県支出金が70万円、一般財源が50万円であります。

2項道路橋りょう費のうち地方道路交付金事業は、町道上郷須賀川線、町道薬利後沢線の道路改良及び橋梁の修繕に係る経費として7,700万円を繰り越したもので、財源は国庫支出金が3,873万9,000円、地方債が3,500万円、一般財源が326万1,000円であります。

町道改良舗装事業は、町道金谷線及び町道小口長峰線の道路改良に係る経費として1,500

万円を繰り越したもので、財源は地方債が1,400万円、一般財源が100万円であります。

9款教育費、1項教育総務費、入学・進学支援金事業は、令和6年度に入学、進学する児童生徒へ支援金を交付する事業に係る経費として1,916万3,000円を繰り越したもので、財源は国庫支出金が1,659万4,000円、一般財源が256万9,000円であります。

3項中学校費、小川中学校施設整備事業は、体育館照明のLED化に係る経費として1,695万円を繰り越したもので、財源は国庫支出金が604万2,000円、地方債が1,000万円、一般財源が90万8,000円であります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 報告が終わりました。

以上で報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程、報告、質疑

○議長（益子明美） 日程第2、報告第2号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました報告第2号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告について説明を申し上げます。

株式会社まほろばおがわの経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものです。

令和5年度第23期株式会社まほろばおがわの経営状況の概要は、源泉ポンプメンテナンスに伴います10日間の休業はありましたが、入館者数は前期より約3万1,000人増の約11万7,000人で、売上高は約8,544万7,000円となり、売上原価、販売費及び一般管理費、法人税等を差し引いた当期純利益は約49万6,000円となりました。

今後も入館者数及び売上高の増加を図るためにも、お客様の満足度を向上させ、何度も足を運んでいただけるような温泉施設を目指し、会社とも連携を図りながら、引き続き支援してまいりたいと考えております。

なお、経営状況の詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） 補足説明を申し上げます。

別紙資料に基づき概要を説明いたします。

株式会社まほろばおがわは、温泉施設及び宿泊施設、飲食店、食料品店、物産品店等の経営、不動産の管理業務等を行っており、会社の経営状況について、第23期決算報告書をご覧ください。

まず、5ページをお開きください。

5ページ、貸借対照表の内訳ですが、資産の部、現金・預金、売掛金等の流動資産金額は798万7,464円、機械等の固定資産の金額は1,313万2,271円で、資産の合計金額は2,111万9,735円です。

負債の部、買掛金等の流動負債及び固定負債を合わせた負債合計額は1,166万8,849円です。

次に、純資産の部、資本金は3,000万円、利益剰余金はマイナス2,054万9,114円で、うち繰越利益剰余金については8ページをご覧ください。

8ページ、株主資本等変動計算書ですが、当期首繰越利益剰余金はマイナス7,104万5,140円に、当期純利益49万6,026円を加えたマイナス7,054万9,114円を当期末繰越利益剰余金として計上しています。

5ページに戻ります。

純資産の部の合計は945万886円です。

続きまして、6ページに入ります。

6ページ、損益計算書の内訳ですが、売上高は8,544万7,430円で、うち入場料は3,987万4,250円です。これから売上原価1,942万9,990円と販売費及び一般管理費8,171万4,990円を差し引くと1,569万7,550円の営業損失となり、営業外収益1,640万3,076円を加えると70万5,526円の経常利益となり、法人税等を差し引きまして49万6,026円の当期純利益となりました。

続きまして、7ページをご覧ください。

7ページ、販売費及び一般管理費の内訳ですが、人件費3,592万2,633円、経費4,579万2,357円で、合計8,171万4,990円です。

次に、8ページは、先ほど申しあげました株主資本等変動計算書の内訳です。

次に、9ページ、10ページでございますが、個別注記表でありまして、次の11ページ、12ページは役員監査結果について記しております。

13ページからは、令和6年度の第24期事業計画及び収支計画書でありますので、ご覧いただきたいと思えます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、小川洋一議員。

○12番（小川洋一） 決算についてはありませんけれども、計画書について2点質問します。

ただいま町長から、前年度は11万7,000人の入場者がいたということで、今までの目標だった10万人を突破しました。それについて、この事業計画書にあるとおり、令和6年度の入場者の目標値が10万人になっています。11万人の入場者がいるのに目標が10万人というのは、これはどういうことでこの目標値を出したのでしょうか。

もう一点は、収支計画書なんですけれども、16ページの最後、営業外収益ですか、数字がかなり違いますね。それと、この表なんですけれども、第24期収支計画は分かります。その右側にある第23期収支計画、これが今までと書き方が違いますよね。今までだったら、ここに23期決算の数字が入ってくるわけなんです。今年から形式が変わったのでしょうか。決算の数字が分からないんですけれども、このやり方では、対比ができないんじゃないですか。前回、前々回を見たんですけれども、右側は前年の決算数値が入っております。今回は計画ですよね、これはどういうわけこうなったのか、これで役員会は通ったのでしょうか。

この2点お願いします。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1点目、23期の入場者が11万人なのに24期は10万人を目標ということなんです、役員会の中でも議論がありまして、23期は人の流れがよく、入場者が増加しました。その結果も踏まえまして役員会で検討した結果、10万人というのは年間入場者の最低限の目標として、今後も10万人の目標は掲げていこうということになりましたので、ご理解いただきたいと思えます。

2点目、最後の16ページですね、昨年度までは前期の実績が載っていましたが、今回は収支計画を記載したところではあるんですが、こちらでも役員会の中で議論しました。収支計画になるので、比較するには計画同士の表記になるだろうということで、今回から23期の収支計画を表記させていただき、この計画よりも3%伸ばした形で24期の収支計画を立てています。

以上であります。

○議長（益子明美） 12番、小川洋一議員。

○12番（小川洋一） 今までとは違うやり方だったんですけども、1年間で3万人も多く頑張ってもらって11万人になりました。これを同じ目標ということはないんじゃないですか。例えば12万人にするとかそういうことは役員の間で出なかったんでしょうか。やはり目標は少し高めに持っていった方がいいんじゃないですか。マイナス思考では、私は駄目だと思うんですよ。やはり少しでも、皆さん頑張ったね、よく頑張ったんで3万人も多くなりましたよ、できれば金一封もやりたいよというくらいで、目標を高く持つのが普通の経営者じゃないですか。これでは、私はあまり納得はしないんですけども。

それと、計画書なんですけれども、今年から変わったということですけども、それならある程度の説明があってもいいんじゃないですか。今まで何年間もやっていたものを変えるわけですから、今年からこういうふうに変わりましたと言っただけでは説明に入れてもいいんじゃないですか。

以上です。

○議長（益子明美） 答弁求めますか。

答弁願います。

産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおりかと思しますので、今後、役員会で議員からのご意見を上げて議論させていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（益子明美） 12番、小川洋一議員。

○12番（小川洋一） ここに役員会の副町長がいますから、できれば役員会の模様がどんな内容だったかお聞きしたいと思います。

○議長（益子明美） 副町長。

○副町長（小松重隆） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まずは、目標人員10万人ということで、これも実績からいけば伸ばしたらよい、課長が言ったとおり、12万人という数字が役員会でも出たところですが、この12万人という目標を定めると、収支計画も12万人という入場者数に合わせて収支計画を立てなくてはならないというところで、去年はアフターコロナということの反動もあったんだろうというところも見込みまして、課長が申したとおり、目標はあくまでも10万人ですけれども、それは最低として、どんどんこれを11万人でも12万人でも実績は伸ばしてくれよということで、収支計画との整合性を図るために10万人という数字を載せたところです。

収支計画も、昨年度は前期の実績と今期の収支計画という列記だったかと思うんですけども、その手法を取り入れたのが、聞いたところ、数年前という話を伺っております。計画であれば、あくまでも昨年度の計画と今年度の計画を比較したほうがよろしいのではないかということで、前期の計画と今期の計画、課長が申したとおり、実績は上がっていますので、24期の収支計画については、増加するという収支計画を立てさせていただいたところです。

以上です。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 先ほど町長が最初に提案したときに、入場者は今後も増加を図るんだと、そういうことを言いました。これはっきり覚えているんですが、それで言うと、今の新しい社長の言葉とは全然一致がしないわけです。逆なことを言っているわけです。入場者がかなり少なかったときはあるわけですよ、6万人とか7万人とか、そういうときも目標というのは10万人なんですよ、ずっと。分かっていると思うんですけども、少なくとも10万人を目指していたんですよ。去年は、11万7,800人なんですよ。ということは、当然、どんなに少なくとも12万、13万、あるいは今までの例を見れば、15万というような目標を立ててもおかしくないと思うんですよ。

それから、売上げも見てもそうなんです。先ほど町長もおっしゃいましたけれども、去年の売上げが8,544万になりましたということなんです、15ページの24期の収支計画書、先ほど小川議員も言っていましたけれども、右側に、23期の収支計画が載っているんですけども、今まではずっと決算額を載せていたんです。今までずっとですよ。今年だけ変わっているんですよ。それで、去年までのやり方だと、23期のところは実績額として、さっき町長がおっしゃったように、8,444万なんですよ。それよりも24期は低い目標なんです、8,044

万円ですから。こういう目標でいいのかと。私はおかしいと思うんですけども、まほろばおがわには、那珂川町として2,000万円出資していますね、それですとやってきたにもかかわらず、経営が思わしくないということで、2021年度より指定管理料というのを今までなかったのに毎年1,600万円出すようになったんですよ。これは本来は出すべきものではないと私も思うんですけども、それでも出しているというからには、まほろばおがわとしては、それはもう要らないよと、指定管理料はなかったわけですから、これはもう、それを上回る利益を出すんだと、そういう目標に向かって進むべきではないかと思うんですけども、ごめんなさい、質問です。町長はこの決算書について、先ほど小川議員が述べたような、去年の実績に比べて入場者の目標が少ない、それから、今までは前の年度の決算額を書いてあったのに、今年は計画に変わったということについて、何か考えを持たれたんでしょうか。

○議長（益子明美） 町長。

○町長（福島泰夫） 私は、株主として、株主総会も出席させていただいて、決算書を拝見させていただきました。その中で、先ほど小川議員がおっしゃったような疑問点は私も持ちました。3万人増加したのに、次年度の目標数値がまた10万人のままということで、担当と社長にも伺いを立てましたが、先ほど社長である副町長が申し上げましたとおりの理由で私も納得をした、こういう経緯がございます。

もちろん町としては、指定管理料を払っていますけれども、当初は施設も新しくお客さんもたくさんいて、黒字経営をしていた。そういう中で指定管理料は払わずに、会社の利益を蓄積して経営に充てていたんですけども、施設の老朽化があり、それから同様の施設にお客さんが流れていったり、そういうことがあって、赤字経営になったために指定管理料をお支払いして運営をお願いするという形になったわけでございます。

ただいまの小川議員の疑問点については、私も質問させていただいて納得したところでございます。

以上であります。

○議長（益子明美） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 去年の実績を下回るということについて納得したとおっしゃいましたけれども、それでは町民は納得できないと思いますよ。先ほど町長は提案のときに、増加を目指すということをおっしゃったんですよ。なぜ、そういう言葉を使うんですか。増加を目指すということも思っている、株主総会のときに自分の意見を言ったにもかかわらず、提案を受け入れたとおっしゃったでしょう、矛盾するんじゃないですか。受け入れておきながら、

なぜ増加を目指すということを言うんですか。

○議長（益子明美） 町長。

○町長（福島泰夫） 増加を目指すというのは、先ほど社長である副町長も申し上げたと思うんですけれども、10万人というのは最低限の目標で、23期よりももっと多くの人数を集めたい、そういう努力をする、そういう中で増加を図る、当然、副町長の言葉にも増加を図るということは入っております。そして、お客様の満足度を向上させて、何度も足を運んでいただけるような施設にする、そうすれば、24期が計画をはるかに超えた実績になるであろう、こんな期待も含まれていると理解をしましたので、皆様のご理解をお願いしたいと思います。

○議長（益子明美） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 非常におかしいと思います。資本金も、それから指定管理料も町の税金ですよ、町民の方々が苦しい中で納めている税金をこのまほろばおがわに投入しているわけですよ。まほろばおがわは、今まで10万人を目標に掲げていて、やっとそれを突破したわけですよ。突破したら、その上の目標を目指すべきじゃないですか、入場者が増えなければ収入は増えないんですから。幾らでも収入増やせばいいというふうには考えませんよ。そうは考えないけれども、今まで努力に努力を重ねたんだと思いますけれども、やっと目標を突破した、それも約2万人突破したわけですよ、大幅な増加です。それを、ここでまた最低10万人でいいんだと、そんなに売上げを増やさなくていいんだという、そういうメッセージでしょう。そういうメッセージを出すのは、私はおかしいと。

それから、先ほどの計画書、前年度も計画、今年度も計画、そういうやり方は今までない。それなのに、そういう記載をして、そして何の説明もない。これはうがった見方をすれば、計画を出しておけば、前年度の計画よりも上回っているんだからいいじゃないかと、そう見せかけるためのやり方ではないかと思うんですよ、実績は上回っているんですから、去年の計画を。

ですから、きちんと事実に基づいて報告すべきだし、報告として、体をなしていないんだったら、株主である町長は、これは受け取れませんと、議会に提案できませんよと、報告できませんよと、そうおっしゃるべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（益子明美） 町長。

○町長（福島泰夫） 川俣議員のご指摘、これも理解はできるところであります。ただ、私は私なりに疑問を持ってそれを質問して、その質問に対する答えが最低10万人で、目指すこ

ろは、川俣議員がおっしゃるように、ずっと上を目指していく、こういう内容だったので、皆さんにご理解をいただきたい、このように考えたわけでございます。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

8番、小川正典議員。

○8番（小川正典） 8番、小川正典です。

7ページの経費の中の消耗品費でございますけれども、前年の計画が600万、実績が910万ということで、50%ほど支出がアップしているということなので、どんな消耗品が増加したのか、この1点についてお伺いしたいと思います。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

手元に詳しい資料を持ち合わせておりませんので、後日、書面にて報告をさせていただきます。

以上であります。

○議長（益子明美） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第3、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫登壇]

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に当たっては、人権擁護委員法第6条第3項において、町長は、市町村議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められておりま

す。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております佐藤明彦氏は、本年9月30日をもって現在の任期が満了となります。佐藤明彦氏は、令和3年10月1日から1期3年間、人権擁護活動にご尽力いただいているところであり、その職責を果たしてこられました。改めて感謝と敬意を表する次第であります。

このたび、同氏の任期満了に伴い、慎重に人選を進めてまいりました結果、後任として渡辺富士雄氏を人権擁護委員に推薦したいと存じます。

渡辺富士雄氏は、教諭として長く義務教育に携わり、地域においても人望厚く、人格識見ともに申し分のない方であり、ここに推薦についてご提案いたすものであります。

今回、議会の意見をいただきました上は、同氏を法務省にご推薦申し上げ、法務大臣が委嘱をすることになります。

なお、参考までに、当町の人権擁護委員は、現在、小祝邦之氏、川上弘之氏、大金美江氏、蓮見和恵氏、郡司広美氏、内田清美氏、佐藤明彦氏の7名ですが、佐藤明彦氏の後任として渡辺富士雄氏を推薦するものであります。

ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号～議案第20号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第4、議案第2号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてから日程第22、議案第20号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてまでの19議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第2号から議案第20号までの那珂川町農業委員会委員の任命同意について提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会の委員は、農業委員会等に関する法律第8条第1項及び那珂川町農業委員会の委員の選任に関する規則第8条第1項の規定により、議会の同意を得て町長が任命すると定められております。

平成28年の農業委員会制度改正により、公選制から任命制へ変更になり、議員の皆様任命同意をお願いするもので、任期は令和6年7月1日から令和9年6月30日までの3年間であります。

初めに、議案第2号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町馬頭1590番地の西宮一美氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

次に、議案第3号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町健武2662番地の益子 稔氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第4号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町矢又856番地の深澤弘子氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第5号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町和見796番地の小高辰也氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第6号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町和見479番地2の星フミ子氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第7号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町小口1253番地

2の谷田知教氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第8号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町北向田568番地の小林一恵氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第9号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町久那瀬480番地の益子順一氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第10号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町久那瀬1205番地の高野 寛氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第11号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町谷川173番地1の岡 寿実氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第12号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町大内2293番地の佐藤次男氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第13号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町大山田上郷2221番地の益子波子氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第14号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町小川3449番地の川上早春氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第15号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町小川3485番地の船見和哉氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第16号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町小川3039番地70の佐々木文子氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第17号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町白久673番地の滝童内政可氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第18号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町片平254番地2の磯部正美氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第19号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町高岡499番地の船山伸一氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

議案第20号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町芳井3番地の穴山正一氏を本町農業委員として任命したく、提案するものであります。

ここで、農業委員会等に関する法律第8条第5項において、認定農業者が委員の過半数を占めなければならないと規定されていますが、認定農業者の数は7名で過半数に達していません。

しかし、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号ロの規定である、認定農業者の行う耕作または養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族に該当する議案第6号の星フミ子氏、議案第8号の小林一恵氏及び議案第9号の益子順一氏を加えることにより、これらが委員の過半数を占めることとなります。

なお、議案第16号の佐々木文子氏は、農業委員会等に関する法律第8条第6項の規定に基づく、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者として任命同意をお願いするものであります。

ご審議の上、同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第2号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第23、議案第21号 那珂川町まちづくり審議会条例の一部改正につ

いてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第21号 那珂川町まちづくり審議会条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

現在、那珂川町まちづくり審議会条例につきましては、第4条において、委員是那珂川町内に住所を有する者と規定されており、町外に住所を有する方の審議会への参加はできないこととされております。

今回の改正は、住所の有無を問わず、町政に関心を持たれている方の審議会への参加を可能とし、幅広い意見を計画等に反映させるための環境を整備するもので、住所要件の削除に係る所要の改正を行うものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） まちづくり審議会の条例改正についてなんですが、昨年度、この審議会でも審議した項目、あるいは議題、そういうのを教えていただきたいと思いますが、お願いします。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） お答えをいたします。

まちづくり審議会につきましては、町で作成する各種計画、あるいは主立った施策等について諮問をし、答申をいただくというような会でございますけれども、昨年度はそういった案件がありませんでしたので、開催はございませんでした。

以上です。

○議長（益子明美） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） そうすると、このまちづくり審議会というのは、定例会というのはなくて、町で開くか開かないかを決定して、開く必要がない場合には開かないまま1年間が過ぎると、そういうことでしょうか。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、審議会は、まちづくりの計画の策定及び推進に関する事項について、町長の諮問に応じて審議し、また意見を述べることができるということで条例の第2条に規定されてございます。

議員がおっしゃるとおり、開催は町の考えでということにはなるんですが、町といたしましても、各種外部の意見等を踏まえながら計画等は作成することになっておりますので、作為的なものがあって開催をする、しないを決定するようなものではございません。

以上です。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員に申し上げます。

条例改正についての議案でございますので、質疑はその範囲内でよろしく願いいたします。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 住所が町内にある方に限るところから、町外の人でもいいという改正なんですけれども、やはりまちづくりにとって、町外に住んでいる方の意見というのも、私は大事だなと思います。ですから、昨年度は開かれていないようなんですけれども、積極的にいろんな政策について助言をいただくようお願いしたいと、ですから、町外に住んでいる方が参加するということについては、私は異議はありません。結構だと思います。

○議長（益子明美） 答弁はよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（益子明美） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号 那珂川町まちづくり審議会条例の一部改正については、原案のとおり決する

ことに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号及び議案第23号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第24、議案第22号 令和6年度那珂川町一般会計補正予算（第2号）の議決について、日程第25、議案第23号 令和6年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について、以上2議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました、議案第22号 令和6年度那珂川町一般会計補正予算（第2号）の議決について及び議案第23号 令和6年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、物価高騰支援事業費や新型コロナウイルスワクチン予防接種に要する経費等を計上するものであります。

その補正額は1億6,400万円であり、補正後の予算総額は90億6,800万円となりました。

歳出予算の主なものを申し上げますと、第1は民生費で、物価高騰支援として、令和6年度に新たに住民税が非課税、均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円、子どもがいる場合は、子ども1人につき5万円を加算する給付事業費のほか、児童手当制度の改正に伴う児童手当支給事業費に9,399万8,000円を計上いたしました。

第2は衛生費で、新型コロナウイルスワクチンの予防接種に係る事業費に5,977万7,000円を計上しました。

以上、歳出予算の主なものを申し上げますが、これらに要する財源は、国・県支出金のほか、繰越金を充てることといたしました。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正予算は、マイナンバーカードと健

康保険証の一体化に伴うシステム改修委託料等に300万円を計上するもので、財源は、国・県支出金を充てることといたしました。これにより、補正後の予算総額は20億6,300万円となりました。

以上、一般会計及び国民健康保険特別会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

1 款町税、1 項 1 目個人町民税の補正額は5,800万円の減で、定額減税の実施に係るもの。
10 款地方特例交付金、1 項 1 目地方特例交付金の補正額は5,800万円の増で、定額減税に伴う個人町民税の減収補填分。

15 款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金の補正額は2,978万9,000円の増で、児童手当制度の改正に係るもの。

2 項 1 目総務費国庫補助金の補正額は6,357万1,000円の増で、低所得者支援及び定額減税補足給付金事業に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金。

2 目民生費国庫補助金の補正額は291万7,000円の増で、児童手当制度の改正に係る子ども・子育て支援事業費補助金。

3 目衛生費国庫補助金の補正額は3,984万円の増で、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る感染症予防事業費補助金。

16 款県支出金、1 項 1 目民生費県負担金の補正額は114万3,000円の減で、児童手当制度の改正に係るもの。

2 項 4 目農林水産業費県補助金の補正額は853万1,000円の増で、農業支援サービス事業緊急拡大支援対策事業に係るもの。

8 ページに続きます。

20 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は2,049万5,000円の増で、前年度繰越金であります。

9 ページ、歳出に入ります。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費の補正額は6,357万1,000円の増で、低所得者支援

及び定額減税補足給付金事業費は、令和6年度に新たに住民税非課税、均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付するほか、給付対象世帯に18歳以下の子どもがいる場合に、子ども1人につき5万円を加算して給付する事業で、会計年度任用職員1名の雇用に係る経費、確認書の発送経費及び口座振込手数料のほか、600世帯への給付金であります。

2項3目児童措置費の補正額は3,042万7,000円の増で、児童手当支給事業費は、制度の改正に伴い、所得制限の撤廃、支給対象年齢の拡大、支給回数の変更のほか、第3子以降の支給額を月額3万円とするもので、通知の発送経費、児童手当システムの改修委託料のほか、児童手当を増額するものであります。

4款衛生費、1項2目予防費の補正額は5,977万7,000円の増で、感染症予防費は、新型コロナウイルスワクチン予防接種事業を新たに計上するもので、予診票の印刷経費、個別接種に係る経費であります。

10ページに続きます。

5款農林水産業費、1項2目農業総務費の補正額は169万4,000円の増で、農業総務諸費は、産休代替に係る会計年度任用職員を1名雇用する経費であります。

3目農業振興費の補正額は853万1,000円の増で、農業振興諸費は、スマート農業機械等の導入に係る農業支援サービス事業緊急拡大支援事業補助金であります。

11ページ以降につきましては、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧をいただきたいと思います。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 住民課長。

○住民課長（金子洋子） 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

4款国庫支出金、1項2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金の補正額は280万2,000円の増で、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修及び栃木県国民健康保険団体連合会への負担金に係る補助金であります。

5款県支出金、1項1目保険給付費等交付金の補正額は19万8,000円の増で、特別調整交付金は、産前産後期間の保険税軽減措置に伴うシステム改修に係るものであります。

8 ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費の補正額は235万1,000円の増で、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修に係る業務委託料であります。

2 目連合会負担金の補正額は45万1,000円の増で、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う栃木県国民健康保険団体連合会への負担金であります。

2 項 1 目賦課徴収費の補正額は19万8,000円の増で、産前産後期間の保険税軽減措置に伴うシステム改修に係る業務委託料であります。

以上で、那珂川町一般会計補正予算及び那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時30分といたします。

休憩 午前 11 時 11 分

再開 午前 11 時 30 分

○議長（益子明美） 再開いたします。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名及び補正予算書のページをお示してください。

質疑はありませんか。

6 番、川俣義雅議員。

○6 番（川俣義雅） 一般会計ですが、10ページ、支出の一番下に書いてある農林水産業費の中の農業振興費、どんなものかなという興味持って聞いたんですけども、中身についてはスマート農業などの支援ということになっているようです。

それで、これの原資というのは県の支出金ということで、農業支援サービス事業緊急拡大支援対策事業ということなんですけど、なぜこのスマート農業等を支援することが緊急拡大なのかという疑問なんです。これは県がやっていることだからよく分からないよということであれば、それで結構なんですけれども、どういうことなんでしょうか。なぜスマート農業支援が緊急拡大なのか、分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらは、国庫補助になります。国の施策でございまして、議員がおっしゃったようなことが大筋であります。あとは、農業者の後継者不足などございまして、そういったものを解消するためにスマート農業というものが推進されているかと思いますが、そういった趣旨になります。事業主体は個人になるわけなんです、申請した方が希望したということになります。

以上であります。

○議長（益子明美） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） スマート農業を支援ということで、具体的にはドローンの購入費とかそういうことになるかと思うんですけども、例えばドローンでしたら何台の購入に対する補助なのか、そういったことが分かればお願いしたいと思います。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の件につきましては、直進アシストコンバインの導入になります。

以上であります。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

なお、討論に当たっては会計名をお示してください。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第22号 令和6年度那珂川町一般会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 令和6年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第26、議案第24号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第24号 財産の取得について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、消防ポンプ自動車の更新に伴う財産の取得であります。

取得財産は、消防ポンプ自動車2台であります。

契約の方法は、指名競争入札により実施いたしました。

その結果、合資会社渡辺商店が落札し、4,551万8,900円で購入するものであります。

地方自治法第96条第1項第8号及び那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 補足説明を申し上げます。

参考資料の入札経過書をご覧ください。

物品名は消防ポンプ自動車2台で、第4分団第1部小口地区、第6分団第4部小川第4区、第5区に配備するものであります。

指名競争入札により4社を指名し、4月25日に入札を実施いたしました。

開札の結果は記載のとおりであり、最低入札者の合資会社渡辺商店を落札者と決定いたしました。

なお、本入札の予定価格は4,359万円であり、落札率は94.52%でした。

仮契約につきましては、5月9日に締結いたしました。

次に、契約について説明いたします。

契約金額の内訳は、入札書記載金額4,120万円、消費税相当額412万円、自動車重量税、自賠責保険料などの法定費用等19万8,900円を加えた計4,551万8,900円が契約書記載金額となります。

契約の相手方は、栃木県小山市喜沢1394番地、合資会社渡辺商店、代表社員渡辺圭一です。納入期限は令和7年3月10日であります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号 財産の取得については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第27、議案第25号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第25号 財産の取得について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、スクールバスの更新に伴う財産の取得であります。

取得財産は、スクールバス26人乗り1台であります。

契約の方法は、指名競争入札により実施いたしました。

その結果、有限会社斎藤自動車が落札し、886万6,140円で購入するものであります。

地方自治法第96条第1項第8号及び那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） 補足説明を申し上げます。

参考資料の入札経過書をご覧ください。

物品名はスクールバス26人乗り1台で、馬頭東小学校に配備するものであります。

指名競争入札により3社を指名し、5月22日に入札を実施いたしました。

開札結果は記載のとおりであり、最低入札者の有限会社斎藤自動車を落札者と決定いたしました。

なお、本入札の予定価格は948万円であり、落札率は84.38%でした。

仮契約につきましては、5月29日に締結いたしました。

次に、契約について説明いたします。

契約金額の内訳は、入札書記載金額800万円、消費税相当額80万円、自動車重量税、自賠責保険料などの法定費用等6万6,140円を加えた計886万6,140円が契約書記載金額となります。

契約の相手方は、栃木県那須郡那珂川町健武1525番地1、有限会社斎藤自動車、代表取締役斎藤健一です。

納入期限は令和7年3月21日であります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号 財産の取得については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第28、発委第1号 議員の派遣についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 川上要一登壇〕

○議会運営委員長（川上要一） ただいま提案になりました発委第1号 議員の派遣について提案の趣旨説明を申し上げます。

当町議会の行政調査といたしまして、移住定住施策の取組に関する調査、視察及び町公営塾の取組に関する調査、視察を行うため、鳥取県琴浦町及び岡山県和気町への全議員の派遣について提案するものであります。

議員各位の賛同を賜りまして、議決くださいますようお願いを申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（益子明美） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 議員の派遣については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（益子明美） 以上で今期定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて令和6年第4回那珂川町議会定例会を閉会します。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時45分